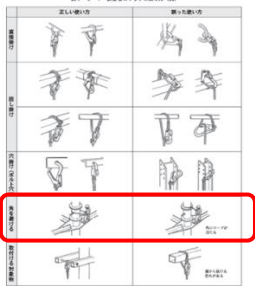
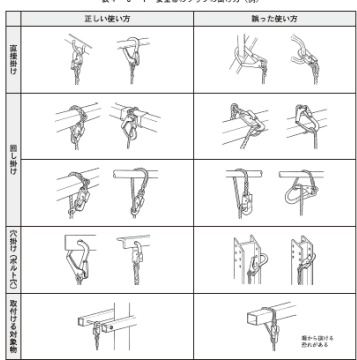




コンクリート工作物解体工事の作業指針（改訂6版4刷→改訂7版） No.217100
 新旧対照表 7版（令和2年12月18日）

改訂6版4刷（令和元年8月6日）			改訂7版（令和2年12月18日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
中表紙	最下段	「労働災害防止団税法」に基づき設立された <u>公</u> 共的法人です	中表紙	最下段	「労働災害防止団税法」に基づき設立された <u>特別</u> 民間法人です
目次	最終頁 下段	(右記追加)	目次	最終頁 下段	本書では関係法令の条文を除き、建設現場における指差し呼称等の安全活動において、「 <u>安全帯</u> 」という用語が定着していることから、「 <u>墜落制止用器具</u> 」を「安全帯」と表記する。
20	下から3行目	これら機械基礎は <u>工事</u> 建物に例が多く、～(省略)	20	下から3行目	これら機械基礎は <u>工場</u> 建物に例が多く、～(省略)
32	2行目	① 高所での取扱いの際には、適切な作業足場を <u>仮</u> 設する。	32	2行目	① 高所での取扱いの際には、適切な作業足場を架設する。
41	参考 石綿に関する事前調査	(省略) 右記に差し替え、図2-3-1と図2-3-2とする。	41	参考 石綿に関する事前調査 図2-3-1 図2-3-2	<p>— 参考 石綿に関する事前調査 —</p> <p>事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無し の証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うが、石綿 含有とみなすことが基本となる。</p> <p>建築基準法など各種法律に基づき施工された石綿建材以外にも、解体・改修工事な どにより、想定できない場所に石綿が使用されている場合がある。建材等の使用箇 所、種類等を網羅的に把握し的確な判断を行うためには、見落としがないよう注意する 必要がある。</p> <p>事前調査の基本的な流れ(図2-3-1)、並びに、事前調査の具体的な流れ(図 2-3-2)を以下に示す。</p> <p>出典：厚生労働省 石綿対策推進のための作業マニュアル(2.0版) 平成30年3月(一部改定) 図2-3-1 事前調査の基本的な流れ</p> <p>事前調査の流れ①</p> <p>出典：厚生労働省 石綿対策推進のための作業マニュアル(2.0版) 平成30年3月(一部改定) 図2-3-2 事前調査の具体的な流れ</p>

改訂6版4刷（令和元年8月6日）			改訂7版（令和2年12月18日）																		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																
43	下から 2行目	表2-3-1、図2-3-1に安全衛生管理計画例及び安全衛生管理体制の例を示す。	43	下から 2行目	表2-3-1、図2-3-3に安全衛生管理計画例及び安全衛生管理体制の例を示す。																
46	図2-3 -1	(図省略)	46	図2-3 -3	(図省略) 図2-3-3に図番号変更																
78	下から 2行目	山留め (右記に修正)	78	下から 2行目	山止め (以降同様に文中・図中修正)																
99	下から 7行目	③ コンクリート塊等搬出口を設ける場合には、筒身の段面欠損を考慮して煙突が～(省略)	99	下から 7行目	③ コンクリート塊等搬出口を設ける場合には、筒身の断面欠損を考慮して煙突が～(省略)																
125	下から 7行目	② 作業床があっても墜落防護措置(手すり等及び中さん等)がない場所又は取り～(省略)	125	下から 7行目	② 作業床があっても墜落防止措置(手すり等及び中さん等)がない場所又は取り～(省略)																
126	11行目	このことから、厚生労働省では、 <u>現行の安全帯の規制のあり方についての検討を踏まえ、平成30年6月、～(省略)</u> (下線削除)	126	11行目	(削除)																
133	表4-3 -1	 <p>(赤枠 角を避ける 欄 削除)</p>	133	表4-3 -1	 <p>(4) 安全帯関連器具 垂直方向の移動では、表4-3-2、図4-3-8の縦横式スライドなどの器具が使用される。</p>																
140	図4-5-1 建災防 統一標 識	 <p>(右記に変更)</p>	140	図4-5-1 建災防 統一標 識	 <p>図4-5-1 建災防統一標識</p>																
150	(笛による補助合図)	<table border="1"> <tr> <td>呼出し</td> <td>——</td> <td>停止</td> <td>——</td> </tr> <tr> <td>巻上げ</td> <td>- - - -</td> <td>巻下げ</td> <td>- - - -</td> </tr> </table> <p>(赤枠 右記に修正)</p>	呼出し	——	停止	——	巻上げ	- - - -	巻下げ	- - - -	150	(笛による補助合図)	<table border="1"> <tr> <td>呼出し</td> <td>——</td> <td>停止</td> <td>——</td> </tr> <tr> <td>巻上げ</td> <td>- - - -</td> <td>巻下げ</td> <td>- - - -</td> </tr> </table> <p>(線を短く表示)</p>	呼出し	——	停止	——	巻上げ	- - - -	巻下げ	- - - -
呼出し	——	停止	——																		
巻上げ	- - - -	巻下げ	- - - -																		
呼出し	——	停止	——																		
巻上げ	- - - -	巻下げ	- - - -																		
216	2行目	28 <u>安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)</u>	216	2行目	28 <u>墜落制止用器具</u>																

改訂 6 版 4 刷 (令和元年 8 月 6 日)			改訂 7 版 (令和 2 年 12 月 18 日)																																																														
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																																												
225	別表第 1	<p>別表第 1 (令第 6 条第 1 号の作業～第 8 号、第 9 号～第 14 号の作業省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(上欄)</th> <th colspan="2">(中欄)</th> <th colspan="2">(下欄)</th> </tr> <tr> <th>作業の区分</th> <th>資格を有する者</th> <th>名</th> <th>称</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令第 6 条第 8 号の 2 の作業 コンクリート破砕機を用いた打り 解砕の作業</td> <td>コンクリート破砕機作業主任者 若しくは技術講習を受けた者</td> <td>コンクリート破砕機作業 主任者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第 6 条第 15 号の作業 つり足場、吊出し足場又は吊掛架 上又は上乗りの足場等の組立て、 解体又は変更の作業</td> <td>足場の組立て等作業主任者若 しくは技術講習を受けた者</td> <td>足場の組立て等作業主任者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第 6 条第 15 号の 5 の作業 コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者若しくは技術講習 を受けた者</td> <td>コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者若しくは技術講習 を受けた者</td> <td>コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(赤枠削除)</p>	(上欄)		(中欄)		(下欄)		作業の区分	資格を有する者	名	称			令第 6 条第 8 号の 2 の作業 コンクリート破砕機を用いた打り 解砕の作業	コンクリート破砕機作業主任者 若しくは技術講習を受けた者	コンクリート破砕機作業 主任者				令第 6 条第 15 号の作業 つり足場、吊出し足場又は吊掛架 上又は上乗りの足場等の組立て、 解体又は変更の作業	足場の組立て等作業主任者若 しくは技術講習を受けた者	足場の組立て等作業主任者				令第 6 条第 15 号の 5 の作業 コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者若しくは技術講習 を受けた者	コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者若しくは技術講習 を受けた者	コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者				225	別表第 1	<p>別表第 1 (令第 6 条第 1 号の作業～第 8 号、第 9 号～第 14 号の作業省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(上欄)</th> <th colspan="2">(中欄)</th> <th colspan="2">(下欄)</th> </tr> <tr> <th>作業の区分</th> <th>資格を有する者</th> <th>名</th> <th>称</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令第 6 条第 8 号の 2 の作業</td> <td>コンクリート破砕機作業主任者 若しくは技術講習を受けた者</td> <td>コンクリート破砕機作業 主任者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第 6 条第 15 号の作業</td> <td>足場の組立て等作業主任者若 しくは技術講習を受けた者</td> <td>足場の組立て等作業主任者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第 6 条第 15 号の 5 の作業</td> <td>コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者若しくは技術講習 を受けた者</td> <td>コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(上欄)		(中欄)		(下欄)		作業の区分	資格を有する者	名	称			令第 6 条第 8 号の 2 の作業	コンクリート破砕機作業主任者 若しくは技術講習を受けた者	コンクリート破砕機作業 主任者				令第 6 条第 15 号の作業	足場の組立て等作業主任者若 しくは技術講習を受けた者	足場の組立て等作業主任者				令第 6 条第 15 号の 5 の作業	コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者若しくは技術講習 を受けた者	コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者			
(上欄)		(中欄)		(下欄)																																																													
作業の区分	資格を有する者	名	称																																																														
令第 6 条第 8 号の 2 の作業 コンクリート破砕機を用いた打り 解砕の作業	コンクリート破砕機作業主任者 若しくは技術講習を受けた者	コンクリート破砕機作業 主任者																																																															
令第 6 条第 15 号の作業 つり足場、吊出し足場又は吊掛架 上又は上乗りの足場等の組立て、 解体又は変更の作業	足場の組立て等作業主任者若 しくは技術講習を受けた者	足場の組立て等作業主任者																																																															
令第 6 条第 15 号の 5 の作業 コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者若しくは技術講習 を受けた者	コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者若しくは技術講習 を受けた者	コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者																																																															
(上欄)		(中欄)		(下欄)																																																													
作業の区分	資格を有する者	名	称																																																														
令第 6 条第 8 号の 2 の作業	コンクリート破砕機作業主任者 若しくは技術講習を受けた者	コンクリート破砕機作業 主任者																																																															
令第 6 条第 15 号の作業	足場の組立て等作業主任者若 しくは技術講習を受けた者	足場の組立て等作業主任者																																																															
令第 6 条第 15 号の 5 の作業	コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者若しくは技術講習 を受けた者	コンクリート造の工作物の解 砕等作業主任者																																																															
229	7 行目	<p>石綿則第 4 条第 1 項</p> <p>事業者は石綿等が使用されている建築物又は工 作物の解体等の作業を行うときは、石綿等によ る労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ 作業計画を定め、かつ当該作業計画により作 業を行わなければならない。</p> <p>(下線右記に修正)</p>	229	7 行目	<p>石綿則第 4 条第 1 項</p> <p>事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建 築物等 (前条第 5 項ただし書の規定により石綿等 が使用されているものとみなされるものを含 む。)の解体等の作業 (以下「石綿使用建築物等解 体等作業」という。)を行うときは、石綿による労 働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作 業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使 用建築物等解体等作業を行わなければならない。</p>																																																												
229	16 行目 下段	(右記追加)	229	17 行目	<p>41 高さが 2 メートル以上の箇所であつて作業床 を設けることが困難なところにおいて、墜落制止 用器具 (令第 13 条第 3 項第 28 号の墜落制止用器 具をいう。第 130 条の 5 第 1 項において同じ。) のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業 に係る業務 (前号に掲げる業務を除く。)</p>																																																												
230	別表第 3	<p>別表第 3 (一部省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(上欄)</th> <th colspan="2">(下欄)</th> </tr> <tr> <th>作業の区分</th> <th>資格を有する者</th> <th>名</th> <th>称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令第 6 条第 1 号の業務</td> <td>1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務以外の業務</td> <td>1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務</td> <td>1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務</td> <td>1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務</td> <td>1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務</td> <td>1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務</td> <td>1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務</td> <td>1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務</td> <td>1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(左赤枠削除) (右赤枠右記に修正)</p>	(上欄)		(下欄)		作業の区分	資格を有する者	名	称	令第 6 条第 1 号の業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任			令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務以外の業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任			令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任			令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任			令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任			令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任			令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任			令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任			令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任			230	別表第 3	<p>3 鉱山保安法施行規則 (平成 16 年経済産業省令第 96 号) 附 則第 2 条の規定による廃止前の保安技術職員国家試験規則 (昭和 25 年通商産業省令第 72 号。以下「旧保安技術職員国 家試験規則」という。)による甲種上級保安技術職員試験、 乙種上級保安技術職員試験若しくは丁種上級保安技術職員 試験、甲種発破係員試験若しくは乙種発破係員試験、甲種 坑外保安係員試験若しくは丁種坑外保安係員試験又は甲種 坑内保安係員試験、乙種坑内保安係員試験若しくは丁種坑 内保安係員試験に合格した者</p> <p>(左記右赤枠上記に差し替え)</p>																
(上欄)		(下欄)																																																															
作業の区分	資格を有する者	名	称																																																														
令第 6 条第 1 号の業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任																																																																
令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務以外の業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任																																																																
令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任																																																																
令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任																																																																
令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任																																																																
令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任																																																																
令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任																																																																
令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任																																																																
令第 6 条第 1 号の業務のうちたのほ かに掲げる業務のうちたのほかに 掲げる業務	1. 建設主任者若しくは主任 2. 作業監督員若しくは主任若しくは主任若しくは主任若しくは主任																																																																

改訂6版4刷（令和元年8月6日）			改訂7版（令和2年12月18日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
235	別表第9	(別表省略 右記に差し替え)	235	別表第9	別表第9（第92条の3関係） (上欄) (下欄) 工事又は仕事の区分 別表第7の上欄第10号に掲げる機械等に係る工事 別表第7の上欄第12号に掲げる機械等に係る工事 第90条第1号に掲げる仕事及び第90条第1号に掲げる仕事のうち建設の仕事(ガムの建設の仕事を除く。) 第90条第2号から第6号までに掲げる仕事及び第90条第1号から第5号までに掲げる仕事(第90条第1号に掲げる仕事にあつてはガムの建設の仕事に、同条第2号、第2号の2及び第3号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。) ロ 次に掲げる仕事の区分に応じ、それぞれに掲げる仕事の設計管理又は施工管理の実務に3年以上従事した経験を有すること。 (1) 第90条第2号の仕事及び第90条第1号の仕事のうちガムの建設の仕事 (2) 第90条第3号の仕事並びに第90条第2号及び第2号の2の仕事のうち建設の仕事 (3) 第90条第4号及び第5号の仕事並びに第90条第3号の仕事のうち建設の仕事 (4) 第90条第6号及び第90条第5号の仕事 (5) 第90条第4号の仕事 ハ 建設工事における安全衛生の実務に3年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したこと。 ニ 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木であるもの 3 その他厚生労働大臣が定める者
246	18行目	4 使用中のガス等のホースのガス等の供給口の バブル 又は コック には、当該 バブル 又は コック に～（省略）	246	18行目	4 使用中のガス等のホースのガス等の供給口の バルブ 又は コック には、当該 バルブ 又は コック に～（省略）
247	9行目	7 バブル の開閉は、静かに行なうこと。	247	9行目	7 バルブ の開閉は、静かに行なうこと。
252	下から10行目	(溶接棒等のホルダー) 第331条事業者は、 <u>アーク溶接等（自動溶接を除く。）の作業に使用する溶接棒等のホルダーについては、日本工業規格 C9302（溶接棒ホルダー）に定めるホルダーの規格に適合するもの又はこれと同等以上の絶縁効力及び耐熱性を有するものでなければ、使用してはならない。</u>	252	下から10行目	(溶接棒等のホルダー) 第331条事業者は、 <u>アーク溶接等（自動溶接を除く。）の作業に使用する溶接棒等のホルダーについては、感電の危険を防止するため必要な絶縁効力及び耐熱性を有するものでなければ、使用してはならない。</u>
254	下から7行目	移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、～（省略）（右記下線追加）	254	下から7行目	<u>くい抜機、移動式クレーン等</u> を使用する作業を行なう場合において、～（省略）
260	15行目	3 <u>安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。</u> （右記に修正 以降同様）	260	15行目	3 <u>要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。</u>
261	5行目	3 器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、 <u>つり網、つり袋等を労働者に使用させること。</u>	261	5行目	3 器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、 <u>つり網、つり袋等を労働者に使用させること。</u>
267	10行目	節、繊維の傾斜等がなく、かつ、 <u>木皮</u> を取り除いたものでなければ、～（省略）	267	12行目	節、繊維の傾斜等がなく、かつ、 <u>木皮</u> を取り除いたものでなければ、～（省略）

改訂 6 版 4 刷（令和元年 8 月 6 日）			改訂 7 版（令和 2 年 12 月 18 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
267	14 行目	第 560 条事業者は、鋼管足場に使用する鋼管のうち、令別表第 8 第 1 号から第 3 号までに掲げる部材に係るもの以外のものについては、日本工業規格 A8951（鋼管足場）	267	15 行目	第 560 条事業者は、鋼管足場に使用する鋼管のうち、令別表第 8 第 1 号から第 3 号までに掲げる部材に係るもの以外のものについては、日本産業規格 A8951（鋼管足場）
271	下から 3 行目	9 <u>突りよう</u> とつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能～（省略）	271	2 行目	9 <u>突りよう</u> とつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能～（省略）
282	下から 12 行目	7 定格速度、クレーン、移動式クレーン又はデリックにあつては、これに定格荷重に相当する荷重の荷をつつて、～（省略） （以降同様に修正）	282	下から 13 行目	7 定格速度、クレーン、移動式クレーン又はデリックにあつては、これに定格荷重に相当する荷重の荷をつつて、～（省略）